

中央環境審議会大気・騒音振動部会  
石綿飛散防止小委員会

ヒアリング資料

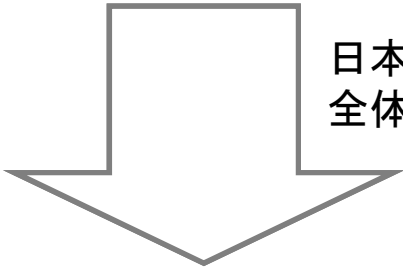
2018年11月21日

一般社団法人 日本建設業連合会

# 建設業とは？

建設業許可業者：約47万社  
建設業就業者：約500万人

2016年度末現在



日本建設業連合会加入会社数：140社  
全体の0.03%（受注シェア：約23%）

## 非常に裾野の広い業界

（地場産業であり、業界全体への周知や徹底が非常に難しい）

# 1. 事前調査・除去作業完了確認は誰が行っているか

## 事前調査

現場・管理部門が協力業者等の協力の下、調査を実施し、確認する。

## 除去完了確認

現場・管理部門が協力業者等（石綿作業主任者）の協力の下、完了確認する。

### ※協力業者等

石綿調査会社、石綿除去専門工事業者、分析会社、等

### ※現場・管理部門とは

建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習受講者、石綿除去等工事経験者、統括安全衛生責任者等の様々な有資格者、経験者等が担当することもある。

現場担当者その他、管理部門の安全環境担当者、技術担当者等が担当することもある。

**事前調査・完了検査には主体的に関与しようと努力している。**

## 2. 事前調査・除去作業の記録はどこに何年間保管しているか

### 事前調査

保管場所：社内サーバーに電子データ、または文書として保管。

一元管理または、事業所単位で保管。

保管期間：40年又は永年、廃棄期限を定めないなど。

いずれも長期保管実施。

### 除去作業

保管場所：社内サーバーに電子データ、文書又は工事専門業者にて保管。

一元管理、事業所単位保管、工事専門業者各社保管など様々。

社内と工事専門業者双方で保管することもあり。

保管期間：40年又は廃棄期限を定めないなど。いずれも長期保管実施。

※保管範囲：元請としてはレベル1、レベル2の調査・作業に限定し、保管している場合もある。保管管理方法はさまざま。

いずれも様々な記録を保管するよう努力している。

### 3. 石綿除去における下請(協力業者)との協力関係

#### 情報伝達

- ・元請 → 一次下請への情報伝達を心掛けている。
- ・請負関係が複数に亘ること、重層化することも多く、末端作業員まで情報が伝わっているかどうか確認できていない。
- ・地域毎に協力会社があり、またその数は多く、均質的に情報伝達できていない。
- ・新規作業所受入教育時に作業所個別の使用状況等を伝達することもある。

#### 協力業者の教育

会社ごとに対応状況はさまざまであるが教育支援している。(以下対応の一例)

- ・一次下請指定制度等、限定している場合は、連絡・意見交換会を実施。
- ・支店や事業所・作業所単位で集合教育などを実施。
- ・職長教育等におけるスキルアップ教育の実施。
- ・一次下請以下の教育は一次下請の責で実施。(実施状況の確認)
- ・着工前検討会や作業中巡回時に指導。

#### 協力業者に関する課題

- ・地域ごと、業種ごとに意識、スキル、法規制等の理解度に差がある。
- ・特に石綿取扱作業を専門としない業種。

## 4. 石綿除去における発注者との関係(1)

### 図面提供

- ・設計図書が残っている場合は提供されることが多い。
- ・ヒアリングなどから追加情報を得ることもある。
- ・図面やヒアリングだけでは不十分なことも多く、**現地調査は必須**。
- ・改修履歴の図面はさらに提供されないことも多く、  
図面による現状の把握は困難。

### 除去等のコストへの理解

- ・**発注者によって理解に差がある**。
- ・不十分な調査(調査漏れ)による低価格積算との差異への理解に差がある。

### 届出作業

- ・発注者(所有者)に代わり、**書類の作成・提出は、ほぼ施工会社側で実施**。

## 4. 石綿除去における発注者との関係(2)

### 調査結果・作業完了結果の報告

- ・調査結果・作業結果は書類として報告することが一般的。

### 説明結果の記録・保存・内容承認の記録

- ・説明結果の記録は一般的に実施。
- ・保存の要否、保存期間(5、40年、無規定)はさまざま。
- ・説明記録の承認(サイン・押印)等は一般的に実施していない。

## 5. レベル3建材が大防法規制対象となった時の課題等について(1)

### 届け出の範囲・対象

- ・建材の種類が多岐にわたり、使用部位が多い。  
合理的判断基準による届け出の必要な建物・改修／解体工事等の要件等、  
建材種の限定などの明確なルールを希望。

※合理的判断基準：著しい大気汚染が合理的な試験施工などの実験結果等に裏付けられたデータに基づき懸念される建材及び施工方法等を限定する判断となる基準

※工事等の要件等：解体・改修の区分、施工面積や建物規模等の範囲、工期が分割される場合の取り扱い等

### 届け出する者

- ・現在の規定と合わせ発注者による届出とするのが合理的。



## 5. レベル3建材が大防法規制対象となった時の課題等について(2)

### レベル3建材除去方法の規定

- ・解体だけでなく改修にも対応できる現実的な施工法。
- ・具体的には手作業・手持ち工具による作業性のよい施工法。
- ・改修工事など内装工事の作業員が実施することを想定した施工法。
- ・原形のまま、手ばらしの定義が曖昧・不明瞭で、施工者ごとに判断基準が異なり、施工方法にばらつきが生じ工事費に影響を及ぼす。
- ・ビス止めや接着工法などさまざまな方法で取り付けられており、取付けと真逆の手順は実質的に困難。  
取付部周辺の破断が発生する作業は必要不可欠。
- ・建材に使われている石綿の種類による飛散度合の違いを考慮した工法を規定することの必要性。
- ・飛散度合いに応じた解体／改修作業のルール化。

## 5. レベル3建材が大防法規制対象となった時の課題等について(3)

### 湿潤化方法について

- ・**湿潤化の方法と効果の検証が必要。**
- ・耐水性や塗装仕上されている建材などは作業前の湿潤化は困難。
- ・基本的には水を使用。必要に応じて飛散抑制剤を散布。
- ・水を嫌う作業等では、HEPA付掃除機による集じんもある。
- ・屋根・床面を湿潤化すると転倒災害の原因になるなど、画一的湿潤化は困難。

### その他制度化に向けて必要とされる事項

- ・元請や協力業者によるレベル3建材に関する知識の差、施工方法とその飛散防止対策の差が激しい。**差異をなくすための施策、制度設計が必要。**
- ・レベル3建材**撤去作業業者等のライセンス制度**など、裾野の広い業界において一定基準を満たすことの要件化。
- ・戸建住宅を含む解体改修について、**住宅業界、リフォーム業界での実情**を十分に把握した上での現実的に実現可能な規制が必要。

## 6. その他意見・要望等(1)

### 行政の関与の仕方について

- ・改修工事は夜間・休日作業が多く、短時間で完了することも一般的。  
立ち入り検査に対して、**施工工程に遅延を与えずに実施できる体制**が必要。
- ・改修工事は、建材除去完了検査で終了ではなく、そのあとの復旧作業までを限られた時間の中で処理が求められる。  
検査のタイミングは明確に確定できず、検査官は場合によっては長時間待機が必要となる。
- ・検査を社員が行うとしても、個別工事ごとの工程に合わせて検査することは難しい。

### 調査をする者の要件と増強

- ・調査を行うものは専門的かつ幅広い知識を必要とするが、現状の工事数から考えると絶対的に不足。民間の努力にその育成を任せるのではなく、活用の制度設計とあわせ、国主導で管理・施工・確認体制を整えるべき。
- ・現在の国の定める教育規定に基づく一定基準をみたす有資格者(講習修了者)は1,000人規模であり、全国の工事を満たすのは無理。
- ・自然増ではいつまでたっても規制はできない。  
無料講習の実施などを検討すべき。

## 6. その他意見・要望等(2)

### 調査者および調査結果の責任範囲の限定

- ・天然鉱物由来の非意図的利用建材も解体すれば飛散リスクがある。隠ぺい部、誤った使い方など予想しえないこともあるため、**調査漏れ、誤調査の責任まで調査者に負わせることは負荷が大きい。**

### 国・自治体との対応における課題

- ・全国の基準となるルールと各地方自治体ごとの追加項目や解釈の違いがある。

(例) 外壁塗材の下地調整材に含まれる、小規模の外壁修繕等工事などで、自治体ごとで届け出等に差があり煩雑となっている。

## 6. その他意見・要望等(3)

### 大気濃度測定

- ・測定頻度、測定時期、測定場所等が定められておらず、混乱。
- ・地方行政ごとに個別の測定ルールが設定されているなど、統一感がなく、管理がしにくい。
- ・公定法で測定すると、結果が出るまでにタイムラグがある。漏洩が分かった段階ではすでに遅いという状況となる。
- ・リアルタイムでのモニタリングは粉じん量や繊維状物質量を測定できる装置はあるが、アスベスト繊維限定での測定はできない。
- ・リアルタイムモニタリング装置は高額なものが多く、簡便に個別作業所で取り扱いができない。また、校正作業も発生する。
- ・顕微鏡を現場に持ち出して分析する方法も考えられるが、すべての現場にスキルの高い顕微鏡技師を配置して、分析をすることは無理であり、画一化できない。

### その他の項目

- ・解体業者、専門工事業者、石綿撤去作業を伴う仕上工事業者等のライセンス制度の導入。